別表第三号の七　登録局の開設又は変更届出書の様式（第25条の23第３項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

登録局の開設又は変更届出書

年　　月　　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

□電波法第27条の34の規定により、包括登録に係る無線局を開設したので、下記のとおり届け出ます。

□電波法第27条の35の規定により、包括登録に係る無線局に係る事項を変更したので、下記のとおり届け出ます。

記

［１～３　略］

［注１～３　略］

４　２の欄は、次によること。

［(1)～(8)　略］

(9)　⑧の欄は、次によること。

ア　法第27条の35の規定による変更の届出の場合は、変更した理由を記載すること。

［イ　略］

［(10)　略］

［５　略］

別表第四号の三　登録局の変更登録の申請書（届出書）の様式（第25条の25第３項）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

登録局変更登録申請書（届出書）

年　　月　　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

□電波法第27条の26第２項の規定により、登録局の変更登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

□電波法第27条の26第４項の規定により、登録局を変更したので、下記のとおり届け出ます。

□電波法第27条の33第２項の規定により、包括登録に係る登録局の変更登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

□電波法第27条の33第４項の規定により、包括登録に係る登録局を変更したので、下記のとおり届け出ます。

（注２）

記

［１～３　略］

［注１～６　略］

別表第五号の二　認定計画の承継申請書（届出書）の様式（第25条の８において準用する第20条の２、第20条の３及び第20条の３の２関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

認定計画承継申請書（届出書）

年　　月　　日

総務大臣　殿

□電波法第27条の17において準用する同法第20条第１項の規定により、認定開設者の地位を承継したので、同法第27条の17において準用する同法第20条第９項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

別表第三号の七　［同左］

登録局の開設又は変更届出書

年　　月　　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

□電波法第27条の31の規定により、包括登録に係る無線局を開設したので、下記のとおり届け出ます。

□電波法第27条の32の規定により、包括登録に係る無線局に係る事項を変更したので、下記のとおり届け出ます。

記

［１～３　同左］

［注１～３　同左］

４　［同左］

［(1)～(8)　同左］

(9)　［同左］

ア　法第27条の32の規定による変更の届出の場合は、変更した理由を記載すること。

［イ　同左］

［(10)　同左］

［５　同左］

別表第四号の三　［同左］

登録局変更登録申請書（届出書）

年　　月　　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

□電波法第27条の23第２項の規定により、登録局の変更登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

□電波法第27条の23第４項の規定により、登録局を変更したので、下記のとおり届け出ます。

□電波法第27条の30第２項の規定により、包括登録に係る登録局の変更登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

□電波法第27条の30第４項の規定により、包括登録に係る登録局を変更したので、下記のとおり届け出ます。

（注２）

記

［１～３　同左］

［注１～６　同左］

別表第五号の二　［同左］

認定計画承継申請書（届出書）

年　　月　　日

総務大臣　殿

□電波法第27条の16において準用する同法第20条第１項の規定により、認定開設者の地位を承継したので、同法第27条の16において準用する同法第20条第９項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。